

会員除名について当社の見解

令和6年6月22日

今般、当社が会員に対して下した除名処分（以下、「本件処分」といいます）について、一部の方が事実を誤解・曲解しており、現在、当社及び当社代表者の信用・名誉を不当に毀損する内容の誹謗中傷が出回っております。当社としても、これ以上看過することができない事態に発展しているとの判断に至ったため、当社の見解を正式に公表させていただくことになりました。

当然のことですが、本件処分は、理事会決議を経て決定された処分ですので、除名された会員に対する個人的な恨みや報復に基づくものではありません。

当社は、会員皆様が「健全なゴルフスポーツを通じて体育の向上と共に親睦を図る社交機関」として、クラブを運営する責任を負っております。このような社交機関であり続けられるよう、当社は経営面や会員相互の人間関係などの面において、会則などのルールに則り、日々適切に運営していかねばなりません。除名された会員の一連の言動には、このような観点から不適切な点が多々あったため、事実を重く受け止めたことから最終的に本件処分を下すに至りました。

本件処分を下すことになった具体的な事実については、個人的な名誉の問題等も関わってくるため、公表を控えざるを得ませんが、当人に対しては、既に弁護士を通じて本件処分の前提となった具体的な理由を提示してございます。

冒頭にも触れましたが、現在、当社及び当社代表者の信用・名誉を毀損する内容の誹謗中傷が多く出回っており、会員の皆様にはご心配をおかけしております。

今後当社としては、専門家の指導の下、引き続き除名された会員に対して適切に対応していく所存です。

会員の皆様が、引き続き当クラブにて、ゴルフスポーツを気持ちよく楽しんでいただけるよう、鋭意努力いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

(株) 赤城国際カントリークラブ

代表取締役 山本清二